

第 5628 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 1月13日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 休眠会社の整理

Q：昨年、休眠中の会社に管轄登記所から公告の通知がきましたが、放っておきました。どうなりますでしょうか？

A：解散したものとみなされて登記されています。なお、登記後3年以内であれば、会社を継続することができます。

【解説】

平成28年10月13日(木)の時点で、最後の登記をしてから12年を経過している株式会社(休眠会社)、又は最後の登記をしてから5年を経過している一般社団法人もしくは一般財団法人(休眠一般法人)は、平成28年12月13日(火)までに登記(役員変更等の登記)の申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしない限り、平成28年12月14日(水)付けで解散したものとみなされ、登記官により職権で解散の登記がなされています。

なお、みなし解散の登記された場合でも、登記後3年以内であれば、

- ①解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって、株式会社を継続
- ②解散したものとみなされた一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会の特別決議又は評議員会の特別決議によって、法人を継続することができますので、継続されるのであれば手続きが必要です。

なお、継続したときは、2週間以内に継続の登記の申請をする必要があります。

